明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一

○食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（同二）　三

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一）　四

〔告　示〕

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定める件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　九

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件（同二）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項、一級建築士の免許の取消し関係　一三

裁判所
破産、免責関係　一三

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構平成二十六年度財務諸表・計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、東日本高速道路株式会社工事開始、平成二十六事業年度決算等（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構・石炭鉱業年金基金・全国商工会連合会）、平成二十六年度日本赤十字社業務及び収支決算等、原子力損害賠償・廃炉等支援機構平成二十六事業年度財務諸表、地方公務員共済組合連合会、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一四

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一四五

会社その他
会社決算公告　一四五

省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「、可能な限り飼料」を「可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであって肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料」に改める。

第七条第三項中「これ」を「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）並びにこれら」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第九条第一項の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。